

長岡市選挙管理委員会告示第4号

新潟県条例（東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の是非を問う新潟県民投票条例）制定請求代表者（住所 新潟市西区、氏名 近藤 正道）他118名から提出された新潟県条例（東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の是非を問う新潟県民投票条例）制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所を次のとおり定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定に基づき告示します。

令和7年3月1日

長岡市選挙管理委員会

委員長 鷲 尾 純 一

- 1 縦覧の期間 令和7年3月3日から令和7年3月9日まで
- 2 縦覧の場所 長岡市選挙管理委員会事務局